

第36回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第36回定例会 平成29年3月29日

開会 15時 閉会 17時

出席委員 (20名)	会長 小林茂徳	会長代理 渡邊登司美
	1 清水洋	12 渡邊幹夫
	2 上原勉	13 山崎正勝
	3 土屋武道	14 花岡豊一
	5 伊藤義一	15 白倉令子
	6 関直茂	16 柳沢家保
	7 竹重文昌	17 依田隆喜
		18 戸田幸江
	10 滝澤辰己	19 長岡政直
	11 小林和恵	20 渡邊重昭
		21 田口千秋

欠席委員 8 依田喜巳男

議事録署名委員 16 柳沢家保 17 依田隆喜

出席職員 (4名)	農業委員会事務局
	局長 金井 泉
	次長 織田 秀雄
	事務局 滝澤友一郎
	事務局 田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
第22回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階 大会議室

渡邊代理

皆さんお疲れ様です。今日は春らしい好天に恵まれた中、最後の農業委員会総会が開かれ、有終の美を飾るにふさわしいのではないかと思います。また、今日は来年度の委員さんたちも傍聴に来られています。それでは第36回農業委員会定例総会を開催します。

議長

皆さんこんにちは。先日の大雪には大変驚きました。国道あたりは雨だったかも知れませんが、私の住んでいる上の方では、15センチメートルから16センチメートル積もり、大変な事になったと思いました。3月もあとわずかです。日差しも大分春めいてきました。いよいよ農作業も忙しくなるのではないかと思います。定例総会も36回を数えまして、今日が最後です。TPP問題で揺れた中でのスタートでしたが、終わってみればアメリカの離脱で問題も棚上げになってしまいました。日本の農業政策も、2国間の取り組みで始まるのではないかと思います。最近の国会の審議を見ていると、森友問題でさながらお昼のワイドショーの様です。国政もこれでいいのかと心配になって来るような状況です。早く本来の姿に戻ってもらいたいと思っています。

公選の農業委員として3年間の役務を終えようとしています。長かったような短かったような、寂しい気もします。委員の皆さん、事務局の皆さん、色々な方々のご協力を得てここまで来ました。本当に3年間ご協力頂き、ありがとうございます。また、本日は第6期の農業委員の皆さんが傍聴に来ておられます。4月5日の任命式、その後続く臨時総会で正式にスタートします。お忙しい中の御出席、大変ご苦勞様です。

それでは本日も、慎重審議の上にもスムーズな進行を心がけていきますので、よろしくご協力をお願いします。

本日は依田喜巳男委員が欠席です。本日の議事録署名委員は16番の柳沢委員と17番の依田隆喜委員をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

まず番号1です。申請人は、譲受人が〇〇の〇〇さん、譲渡人が〇〇の〇〇さんです。地図の1ページをご覧ください。左に県道丸子北御牧線という広い道があります。道の右側に譲受人の〇〇さんの自宅があります。申請地は斜線部分の3筆で、自宅の近くの畑です。地番〇〇〇〇は、登記地目がため池となっていますが、現況は畑となっています。譲受人の〇〇さんは経営面積の下限を十分満たしているので、特に問題ないと判断しました。

続いて番号2です。番号2と番号3は譲渡人が同じ方です。番号2では、譲受人は〇〇の〇〇さんです。場所は〇〇です。〇〇さんは農業生産法人の代表をされていて、認定農業者でもあるので、特に問題ないと判断しました。

続いて番号3です。譲受人は〇〇さんです。番号2と3の譲渡人は、高齢で県外に居住しているので、現在も管理は〇〇さんがしていました。こちらについても下限面積を十分満たしているので、問題ないと判断しました。

続いて番号4です。こちらは申請地が少し離れているので、地図は2枚になっています。地図の4ページは、譲渡人が〇〇さんの農地です。5ページが、譲渡人の〇〇さんの農地です。場所は、〇〇の〇〇〇〇の北と南にあります。こちらも下限面積を十分満たしているので、問題ないと判断しました。

続いて番号5です。こちらは、地図にはありませんが、地図の右側の方に〇〇の〇〇〇〇の工場があります。申請地の地番〇〇、地番〇〇、地番〇〇は、現況では山林化してしまっていますが、譲受人がこの荒廃地を復旧したいという申請です。こちらも下限面積を十分満たしているので、問題ないと判断しました。3条については以上です。

議長

ありがとうございました。これより担当委員の説明に入ります。まず番号1の案件について、12番の渡邊委員から説明をお願いします。

12 渡邊委員

それでは説明します。地図をご覧ください。〇〇から〇〇へ行く道の途中に〇〇というお寺があります。その中間です。地図にも〇〇さんというお宅がありますが、このお宅の息子さんが今回の譲渡人です。ご両親が住んでいましたが亡くなられ、息子さんは〇〇に住んでいるため、耕作はしていませんでした。譲受人の〇〇さんは、〇〇地区多面的事業の代表をしています。畑が形状の悪い小さな畑ですが、荒廃地になっているため、〇〇さんに譲り耕作してもらうように申請が出されました。別段問題はないと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

(長岡委員挙手)

長岡委員どうぞ。

19 長岡委員

確認ですが、先ほどの事務局の説明で、地番〇〇が登記地目ため池という事ですが、現況主義で考えるのでしょうか。

事務局 ため池であっても、農業用のため池であれば、農地法の許可が必要です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号2の案件は私の担当ですので、説明します。

地図の2ページをご覧ください。地番〇〇から右に行った三叉路は、旧菅平有料道路から上って来て、〇〇の入口に当たる所です。右側に行くとバイパスになっていて、〇〇に行く道です。真っ直ぐ行くと旧道で、〇〇集落に入って行きます。地番〇〇と地番〇〇は、集落に入って行く道から左に曲って、〇〇〇〇に入って行く道の三角地にあります。譲受人の〇〇さんは、〇〇〇〇に在職時から農業に携わっていました。譲渡人の〇〇さんは〇〇在住で、20数年前から耕作を依頼しています。今後、耕作をする気も帰省する気もなく、高齢でもあり、以前から耕作していた〇〇さんに打診し、話がまとまりました。〇〇さんは認定農業者でもあり、広く農業に従事していて、該当の農地も自宅から4～5分の所にあるので、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

番号2の案件について、ご意見ご質問等ありましたら、出してください。

特にないようですので、裁決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号3の案件です。これも私の担当案件ですので、説明します。譲渡人は番号2の案件と同じく、〇〇さんです。場所は地図の3ページをご覧ください。番号2の案件の場所から南へ降りた所に集落があります。その中に申請地があります。申請地の近くに〇〇とあるお宅が譲受人〇〇さんのお宅です。〇〇さんは〇〇さんのおじさんです。先ほども言いましたが、〇〇さんは〇〇に居住していて、帰る気はないという事で、以前から耕作をお願いしていた〇〇さんに、所有権を移す事になりました。〇〇さんは〇〇〇〇の〇〇でアルバイトをしながら農業をしていたので、特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

番号3の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号4の案件について、15番の白倉委員より説明をお願いします。

1 5 白倉委員 よろしくお願ひします。〇〇さんご夫婦は、最近〇〇から〇〇へ移住して来て、農業をやりたいという事で今回の申請になりました。場所は地図の5ページをご覧ください。譲受人の家は、〇〇の〇〇というバス停の近くに記載のある、〇〇さんのお宅に住んでいます。今回申請されている農地は家の東側にある畑と、地図4ページの〇〇の南端にある〇〇という地籍の3か所です。奥さんは農業大学校で学んでいて、ご夫婦共に農業が好きだという事です。旦那さんは今、会社勤めもしていますが、これから意欲を持って農業に取り組んでいきたいという事です、ご審議をよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。
(花岡委員挙手) 花岡委員どうぞ。

1 4 花岡委員 今回、耕作面積がゼロからのスタートですが、一度に農地を譲り受けた後、農業がきちんとできるのか。奥さんが一人でやるようになるのではありませんか。見極めの方法はあるのですか。

事務局 今回の場合は、奥様が農業大学校を卒業して、ご夫婦で農業をやりたいという強い気持ちがあったという事と、周辺の〇〇の皆さんに農業を教えていただきながらやっていきたいという事なので、頑張ってもらいたいという期待も込めて問題ないと判断しました。営農計画によると、クルミとジャガイモ、ダイコン、キャベツやブロッコリーを栽培していきたいという計画です。農機具は耕運機、ビーパー、精米機もお持ちです。この営農計画を精査した上で、問題ないと判断しました。

議長 外にご意見ご質問はございませんか。ないようなので裁決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。
続いて番号5の案件について、20番の渡邊委員より説明をお願いします。

2 0 渡邊委員 地域的には〇〇ですが、譲受人と譲渡人が地元の〇〇ですので、私の方から説明します。地図は6ページをご覧ください。太い道が東西に走っていますが、右の方へ行くと〇〇方面、左に行くと〇〇から上ってくる道になります。申請地の真ん中に道路がありますが、これは土地改良区が造った道です。県道小諸線から入って100メートルぐらいの所です。地番〇〇に小屋があります。譲受人の〇〇さんがこの近くで農地をたくさん借り

ているので、農機具倉庫として利用しています。譲渡人の〇〇さんから小屋のある農地も含め買ってほしいとの話がありました。外の3筆は農地パトロール時に見たところ、山林状態になっていました。譲受人の〇〇さんは、地番〇〇を普通の畑として耕作し、地番〇〇は雑木が生えているので、徐々に開墾したいとの事です。地番〇〇と地番〇〇は、以前唐松を植林しているのです、この唐松を育てて伐採した後に、徐々に開墾してクルミなどを育てる予定です。意欲のある方なので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

私から質問します。畑に唐松が植えてあるという事ですが、畑に植林することは農地法違反ではないでしょうか。

事務局 これは農地法違反になります。本来なら山林に転用して、許可後に植林するのが正当です。しかし、近い将来伐採して農地として利用するという考えがあるので問題ないと判断しました。

議長 はい、わかりました。元に戻すという事なら問題ないと思います。外にありますか。

(渡邊委員挙手) 渡邊委員どうぞ。

1 2 渡邊委員 事由の欄の譲渡人の経営規模縮小は、実質農業廃業ではないですか。少しでも農地が残っているなら良いが、農地を全部譲渡するのは廃業と記述した方が良いのではないですか。

議長 ただ今、渡邊委員より提案がありましたが、事務局で検討して頂きたいと思います。

他にありますか。ないようなので裁決に入ります。番号5の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 2号議案について説明します。今月4条は1件です。なお、3号議案の5条の1と関連があるので、説明は一括でさせていただきます。地図の8ページをご覧ください。場所は地図の中央に〇〇があり、その横に〇〇があります。〇〇の横の細い道を入った所に申請地があります。9ページの公図

をみますと、まず4条で地番〇〇を通路敷地にする申請です。5条では〇〇さんから〇〇さんへ所有権移転をして、ここを一般住宅敷地にしたいという申請です。申請事由は住宅敷地とありますが、住宅敷地と通路にしたいという申請です。要約すると、4条で〇〇さんが地番〇〇を通路にし、5条でその通路と地番〇〇を〇〇さんが所有権移転をします。地番〇〇については〇〇さんと〇〇さんの2分の1ずつの共有名義になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。17番の依田委員より説明をお願いします。3号議案の番号1も含めてお願いします。

17 依田委員

よろしく申し上げます。場所は、国道18号線の〇〇〇〇の横に〇〇〇〇があります。その横を北に約100メートル入った、住宅団地の中にあります。左に入った突き当たりです。譲受人の〇〇さんは現在〇〇のアパートに家族4人で住んでいます。子供が成長し手狭になってきたため、新居を建てる計画をしました。また、奥さんの実家が〇〇にあり、その近くに住宅敷地を探していた所、この申請地を見つけました。周辺は住宅地になっているので、特に問題はないと思います。4条の申請についてですが、公図の地番〇〇は〇〇さんの畑です。この畑に入るために分筆して地番〇〇を道路にしたいという申請です。小さい農地ですが、道路を確保することで今後も耕作していきたいとの事です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただ今4条、5条の説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら出してください。

特にないようなので、裁決に入ります。4条の番号1について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続いて3号議案に入ります。番号1の案件について、説明が済んでいます。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

それでは3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、番号2から説明をお願いします。

事務局

3号議案の番号2から説明します。地図の10ページ、11ページをご覧ください。東御嬬恋線が中央に走っています。下の方に〇〇〇〇があります。そこから北に100メートルほど行った所です。申請事由は砂利採取敷地としての1年間の一時転用です。農振農用地の指定はありますが、

周辺の同意も得ていますし、農地への復旧の際の計画もきちんと作ってあるということなので、問題ないと判断しました。

続いて番号3です。建売住宅敷地の申請です。場所は、地図の中央を東部望月線が走っています。そこから北へ上った所です。建売住宅として3棟の建設予定です。譲受人は〇〇の〇〇です。譲渡人は4名です。4名の4分の1ずつの共有名義になっている農地です。都市計画の用途指定はありませんが、大分宅地化が進んでいる場所ですので、特に問題ないと判断しました。

続いて番号4です。駐車場敷地の申請です。14ページの地図をご覧ください。譲受人の〇〇という会社があります。その裏の農地を駐車場にしたいという申請です。〇〇は建築資材販売の会社です。業績が好調で、駐車場敷地を広げ、駐車スペースを確保したいとの事です。

続いて番号5です。こちらは一般住宅敷地の申請です。場所は〇〇〇〇の更に南の土地です。譲受人のお二人はご夫婦です。譲渡人は〇〇さんのお父さんです。父親の土地を息子夫婦に使用貸借で貸し付け、一般住宅を建設するという申請です。17ページの公図をご覧ください。地番〇〇が譲渡人の自宅です。その一部を通路として接道を取る予定です。

番号6です。太陽光発電敷地の申請です。場所は国道18号線、〇〇の〇〇という信号から西に行った所です。譲受人は〇〇にお住まいで、維持管理が心配されますが、市内の業者に管理を委託する事になっています。場所は山林化していて、傾斜もきつい場所です。周辺の同意も得ているという事で、特に問題ないと判断しました。

続いて番号7です。一般住宅敷地の申請です。譲渡人と譲受人は親子です。20ページの地図をご覧ください。申請地の西側のお宅が譲渡人のお宅です。実家の近くに住宅を建てたいという申請です。周囲は宅地化されていて、周囲の同意も得ているので、問題ないと判断しました。

続いて番号8です。太陽光発電敷地の申請です。場所は、22ページの左側に〇〇があります。その南側に〇〇というバス亭があり、そこを左に行くと〇〇です。右に行った所に申請地があります。周囲は山林に囲まれた谷にあります。農地区分は消極的2種農地です。申請地の右側の土地は譲受人の会社があり、隣地で太陽光発電をしたいという申請です。特に問題はないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号2の案件について、3番の土屋委員より説明をお願いします。

3 土屋委員

説明します。地図は10ページ、11ページをご覧ください。場所は、東御孺恋線の脇にあります。〇〇という会社の間から左へ入る道は、〇〇

へ行く道です。譲受人は〇〇です。ここを1年間借りて、砂利採取をしたいという申請です。譲渡人は〇〇さんと〇〇さんです。地元の地権者の同意も得られています。周りへの影響はないと思います。〇〇は以前から周辺で砂利採取をしています、今まで問題は出ていません。掘削については、今までと同じように6メートルの深掘りをするという申請です。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。質疑に入ります。番号2の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

(田口委員挙手) 田口委員どうぞ。

2 1 田口委員 6メートルの深掘りは近隣での実績があるという事なので、信頼は置けるとは思いますが、掘っていて水が出てきた時はどうするのですか。農地法で規制は掛けられるのですか。

事務局 砂利採取については、特段規制はないと思います。太陽光発電や宅地分譲などでは環境を良くする条例があり、区との協定書を結び、有事の際は対処するように言うことはできます。

2 1 田口委員 それは地上の問題ですね。同じように、地下で何か問題が起きたら対処する方法があるのかという事です。それができないなら、今後の課題として扱ってほしいと思います。

事務局 もちろん、農地法で周辺の土地に悪影響がないように指導することはできます。

議長 以前、私の知っている事例でありました。採取している時に、水が出て来てしまって、業者から区長と私に連絡が入りました。河川に流さなければいけないという事で、水利組合とも相談し、泥水ではなくきれいな上水を川へ流したという事例があります。もしそのようなトラブルがあった時は、関係部署で知恵を出し合って対処して頂きたいと思います。

他にありますか。

特にないようですので、裁決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号3の案件について、2番の上原委員に説明をお願いします。

2 上原委員 お願いします。場所は県道東部望月線、〇〇の信号から約1キロメートル

ル東に行った所です。そこから細い道を入れて行くと申請地があります。申請地の東側の道を上に行くと、北国街道を横断して〇〇の横を通り、国道18号線に至ります。逆に下ると、〇〇の工業団地へ行く近道になっています。普通車ぐらいしか通れないような狭い道です。申請地は譲渡人4人が25年くらい前に相続で取得して、地域の人に耕作してもらっていたようです。最近農地を返されたので、〇〇に住んでいる兄弟の一人が管理していたようです。ただ、高齢になられたので兄弟と話し合い、譲受人の〇〇と話が付き、今回の申請になりました。〇〇は最近、〇〇で同じような開発をしていて、信用が置ける業者と思います。付近も大分宅地化され、特に問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。質疑に入ります。番号3の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号4の案件について、14番の花岡委員に説明をお願いします。

14花岡委員

よろしくお願いします。場所は14ページをご覧ください。〇〇の信号から〇〇方面へ100メートルくらい上った右側です。左上の広く空いている所が〇〇〇〇です。譲受人の〇〇は建築の基礎に使う鉄筋の製造に忙しく、駐車場の敷地を工場の周辺で探していました。今回譲渡人の〇〇さんと話がまとまり、今回の申請になりました。この土地は耕作されていた時もありましたが、土地が悪く、〇〇さんが勤めていたこともあり、なかなか良い作物が出来ませんでした。申請地の東側は傾斜になっている畑地ですので、駐車場にするにあたり、排水はしっかりやりたいとの事です。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。質疑に入ります。番号3の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号5の案件について、21番の田口委員に説明をお願いします。

21田口委員

説明します。地図の16ページ、17ページをご覧ください。場所は国道18号線を〇〇方面へ向かい、〇〇の信号を右折し、〇〇の南端から約200メートルの所に位置しています。使用貸借権の設定ですが、譲受人

と譲渡人は親子です。譲受人の〇〇さんは現在借家住まいですが、手狭になったため新居建築の希望があり、土地の310平方メートル程を確保できる事、道幅が2m以上の道路に接している事、また実家の近くで利便性が良いという事で今回の申請になりました。造成に当たっては、現在の母屋の雨水の排水を利用して、周りの土地に影響が出ないようにします。生活排水については、公共下水道に流します。建設に関しては、隣接農地から干渉地を2メートル以上離して建てます。日照権の問題は、建物を1階建てにしたので問題ないと思います。隣接地の地主への説明もされています。特に問題はないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。質疑に入ります。番号5の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号5の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号6の案件について、11番の小林委員に説明をお願いします。

11 小林委員

説明します。地図の18ページ、19ページをご覧ください。国道18号線の〇〇にある葬祭センター、〇〇があります。そこに〇〇の信号があります。ここから西側に斜めに入る細い道があります。そこを入った南向きの傾斜地の一面にあります。申請地は大分山林化していて、耕作されていません。最近確認したところ、立木など伐採されていました。譲受人の〇〇にお住まいの〇〇さんが、この土地に太陽光パネルを設置して収入を得たいという事です。また、譲渡人の〇〇さんも耕作ができないという事で、申請に至りました。〇〇にお住まいですが、東御の業者に管理を任せるという事です。周辺には狭い農地もありますが、影響もないと考え、隣接地への同意も取っているので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。質疑に入ります。番号6の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号6の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号7の案件について、16番の柳沢委員に説明をお願いします。

16 柳沢委員

お願いします。申請人は現在〇〇の会社に勤めていて、〇〇に居住していましたが、今回勤務先が〇〇に移ったので、それに伴い実家のそばに土

地を確保できたので、住宅を建てる事にしました。場所は、地図の20ページをご覧ください。申請地から左に行くと農協の〇〇があり、右上に上ると〇〇があります。申請地の道を挟んで左側の三角形の土地が譲渡人の自宅です。そこから10メートルほど離れた場所に申請地があります。その土地を使用貸借で借りて、住宅を建てるということで、申請に至りました。周りは住宅が多くなってきている場所なので、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。質疑に入ります。番号7の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号7の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号8の案件について、3番の土屋委員に説明をお願いします。

3 土屋委員

お願いします。地図は22ページ、23ページです。東部孀恋線から右の方へ入った所です。ここは以前、別荘開発をした場所です。譲受人が〇〇〇〇とありますが、公図で見ると申請地の隣地の、〇〇さんという方が経営している会社です。〇〇さんが今回、ご自分の土地の隣で太陽光発電を行うという申請です。この会社は、コンピュータ関連機器販売、修理などを行っている会社です。申請地の地目は農地ですが、実際は山林化されている土地です。周りの土地も山林化されているので、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。質疑に入ります。番号8の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号8の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

それでは、議案第4号に移ります。農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当

農用地利用集積計画の3月分について説明します。資料の6ページから13ページについて説明します。6ページから12ページは、通常の利用権設定です。新規と再設定合わせ199, 228平方メートル。内、畑が97, 672平方メートル、田が101, 556平方メートルです。13ページの所有権移転は、1件で合計が畑1, 238平方メートルです。3月の件数は全体で65件。内訳は新規が29件、再設定が35件、所有権

移転が1件です。補足します。6ページの7番の方、8ページの21番の方、9ページの28番の方は、4月1日から就農される新規就農者なので、現在の耕作面積はゼロになっています。また、9ページの28番の〇〇さんは、25番、26番、27番の〇〇さんのご夫婦ですので、実際は一緒に就農されます。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から農用地利用集積計画について、報告がありました。3月ということで、大きな数字が並んでいます。ご意見ご質問等ありましたら挙手の上、発言をお願いします。

(清水委員挙手) 清水委員どうぞ。

1 清水委員 以前、3条の申請を受け持った案件で、大きな農地を取得した方がいましたが、現在に至るまで耕作された形跡がない農地があります。今回、白倉委員から新しい就農者の申請も出されましたが、大きな農地を一度に購入するのではなく、小さい面積から始めることも指導した方が良いのではと思います。また、耕作の計画書も申請時に出されると思いますが、3年後、5年後と少し先の計画を出してもらった方が良いかと思います。そうでないと、土地を買って耕作すればすぐに大きなお金になると思って、簡単に土地を購入する方が多いと思います。

議長 ただ今、清水委員から出された意見を、事務局でも考えてご指導いただきたいと思います。

外にありますか。

ないようなので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続いて、第22回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当 よろしく申し上げます。今回は2件で、どちらも更新です。まず、〇〇さんです。住所は〇〇〇〇です。目標とする営農類型は、酪農です。経営改善の方向の概要は、安心安全な食品を生産していくため、搾乳衛生を徹底する。生産性、作業効率の向上を図るという事です。農業経営規模の拡大に関する目標は、酪農を〇〇頭から〇〇頭に減らし、搾乳量をそのままにして、1頭当たりの搾乳量を増やします。牧草は、〇〇アールから〇〇アールに減らす計画です。経営管理の合理化の目標は、現状が青色申告、複式簿記記帳ですが、5年後も現状維持です。農業従事態様等の改善目標は、現状がヘルパー制度の利用、月給制、家族経営協定となっていますが、

これも現状維持です。

続いて〇〇さんです。住所は〇〇です。目標とする営農類型は、ブドウ、リンゴ等の果樹経営です。経営改善の方向の概要は、安心安全を基調とし、安定的かつ継続的な生産を実施するため、労力の平滑化と省力化を目指し、所得の確保とゆとりある生活の実現です。農業経営規模の拡大に関する目標は、ブドウが現状、作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムを、5年後に作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムにします。加工品も含まれています。リンゴは現状、作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムを、5年後に作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムにします。こちらも加工品も含まれています。プルーンについては現状、作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムを、5年後に作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムにする目標です。しかし、今年の農業所得が〇〇円でした。これは、ブドウが棚の8割程度しか出来ていない事と、木が半分以上老木で、28年度は長雨が続いたこともあり、劣化が多かったり、色付きが悪かった事が原因です。平常は〇〇キログラム程度の生産はあるのですが、今年度は〇〇キログラムしか取れずに、今年の農業所得が少なくなってしまいました。続いて経営管理の合理化の目標は、現状が一部簿記記帳でPC簿記ソフトの運用をしていますが、5年後の目標は、顧客管理データ作成及び発送・請求事務の一元化です。農業従事態様等の改善目標は現状、家族担当別に置ける作業、後継者の農業者年金加入ですが、5年後の目標は、後継者の農業者年金継続、リンゴ特定作業の指導、教育、学習の充実。完全週休2日制の実現です。以上です。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。まず、〇〇さんの案件について、1番の清水委員より補足説明をお願いします。

1 清水委員

説明します。〇〇さんは早くにお父さんを亡くされ、お母さんが後を続けて来ました。本人は北海道で酪農を勉強し、今は実家で酪農をされています。当初〇〇頭ほどでしたが、今は倍になりました。牧草も〇〇の〇〇まで刈りに行っていたのですが、現在では遊休農地が増えたので、そちらを借りて牧草を作っています。これは地域の荒廃地の解消に役立っています。労働力が2名なので、3年前に搾乳施設を新しくしました。しかし1年休みのない生活なのでヘルパー制度も利用していますが、酪農農家が減少し、経験者も少なくなっているため、今では1か月前に予約してもなかなかヘルパーが来ないのが現状です。この様な現状で、休日を取る事が最大の課

題です。厳しい現実の中で頑張っておられる方です。

議長 ありがとうございます。厳しい経営事情の中、非常に頑張って居られる方の様です。ご意見のある方は居られますか。

(代理挙手) 渡邊代理どうぞ。

渡邊代理 臨時雇用が年間26人で、見通しとして40人ですが、これは酪農ヘルパーでしょうか。

担い手担当 詳しく聞いていません。

(伊藤委員挙手) 伊藤委員どうぞ。

6伊藤委員 搾乳量と出荷乳量がまったく同じですが、所得が倍以上になっていますが、どういうことですか。

担い手担当 所得に関しては、普及センターを通して話はしましたが、特に問題はないと言う事です。現在でも搾乳量は取れていますし、5年後の搾乳量は本人の希望です。1頭当たりの搾乳量を増やす予定なので、特に問題視はしていません。

議長 生産性を高めると言う事でしょうか。

(長岡委員挙手) 長岡委員どうぞ。

19長岡委員 ○○さんの現状所得が○○円ですが、5年前の経営改善計画の目標が○○円で、その時の現状は○○円より少なかったのでしょうか。5年間経営してきて○○円に到達したのでしょうか。

担い手担当 前回の改善計画では、規模が大きい状態だったので、○○円より多い目標でしたが、経営改善計画自体が5年後の経営を見直し、目標の金額を目指して行くという計画なので、5年後に○○円を達成しているかという事は、特に問題視していません。

議長 目標という事で、当然原価償却も無くなって来るので、収益も増えて来るのではないかという計算だろうと思われます。それでは何か助言などありましたら出してください。大変厳しい経営の中頑張って居られるようです。体を壊さないようにして頂きたいと思ひます。

 続いて、○○さんの案件について、7番の関委員より説明をお願いしま

す。

7 関委員

お願いします。〇〇さんは今回2回目の更新です。ブドウとリンゴを主に作付けし、個人販売をして行くとの事です。ブドウは有核を食べたいという人が多いので優先して作り、いずれは無核にして行くとの事です。今現在ブドウの苗を植え付けて育成中ですが、年数がかかるため、その間リンゴの木を植え、新わい化栽培にして2年程で収穫できるようにし、収益を図りたいとの事です。繁忙期には人を雇い、作業効率を上げたいとの事です。途中で農地の返還を求められたこともありましたが、経験と思い、相手と意思疎通を図って行きたいとの事です。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。助言、意見等ありましたら出してください。

(花岡委員挙手)

花岡委員どうぞ。

1 4 花岡委員

ひとつ考えてもらいたい事は、リンゴの栽培で高密植わい化というのがあります。これは施設園芸のようになり、野菜と同じ感覚でリンゴを栽培する様な状況です。現状の新わい化はだいたい樹間が80センチメートルになります。高密植わい化になると50センチメートルになるので、支柱が必要になります。収穫は新わい化と違い、高密植わい化になると、高い所まで果実を生らせて生産を上げるという事になります。確かに2年程で収穫できますが、良く検討してやってほしいと思います。

議長

ありがとうございました。〇〇さんは他地区から来られて、息子さんも後継者として頑張っています。多角化で色々な経営を取り組んで居られます。これからも頑張ってもらいたいと思います。外に何かありますか。

(長岡委員挙手)

長岡委員どうぞ。

1 9 長岡委員

認定農業者の皆さんはコストの厳しい中、非常に頑張って頂いています。これからオリンピックを控えていますし、製品のグローバル化に伴い、品質管理等も注目して頂き、グローバルギャップまで取得して頂ければ、日本の農業も脚光を浴びるのではないかと期待しています。以上です。

議長

ありがとうございました。長岡委員にまとめて頂きましたが、〇〇さんに伝えて頂き、頑張ってもらいたいと思います。

以上を持ちまして第22回農業経営改善計画認定意見聴取について終了します。

以上で議事を終了します。

議事録署名人_____